

# 令和 6 年度川崎市公募型福祉製品等開発委託事業

## — 公募要領（概要） —

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを目指す「ウェルフェアイノベーション」を推進するため、多様な人が暮らす社会で、誰もが安全・安心に暮らすための手助けとなる画期的な製品等の開発を有識者とともに伴走支援します。

対 象 事 業 者	以下の①～③のいずれかに該当する企業であること。 ① 川崎市内に事業所等の拠点を持つ企業 ② 事業開始から 3 年以内に川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している、川崎市外の企業 ③ 川崎市内に拠点を持つ企業と、共同で公募要領「3」に記載したテーマの製品等の開発を予定している川崎市外の企業
事 業 費	事業全体で上限 400 万円【採択予定件数：最大 2 件】
公 募 期 間	令和 6 年 5 月 14 日（火）～令和 6 年 6 月 28 日（金）まで
提 出 先	以下の URL にアップロードしてください。 <a href="https://www.seedplanning.co.jp/forms/r6kawasaki/">https://www.seedplanning.co.jp/forms/r6kawasaki/</a>
申 請 書 類	様式 1 参加申請書 様式 2 企画提案書（PowerPoint 両面刷り 10 ページ程度） 様式 3 事業費の内訳 様式 4 実施体制（会社概要） 【例】資本金、従業員数、売上高、担当者情報 様式 5 誓約書 法人登記簿謄本（写し可、直近 3 か月以内のもの） 法人税の納税証明書（または税の滞納が無いことの証明書）（写し可、直近 3 か月以内のもの） 直近 2 期分の決算書（写し可）（開業 1 年未満の企業はそれに類する書類） ※ 2 社による共同申請の場合は、主たる申請者のみ上記書類をご提出ください。

### 応募書類等の お問い合わせ先

「川崎市公募型福祉製品等開発委託事業」事務局  
株式会社シード・プランニング / 株式会社日本総合研究所  
【電話番号】03-3835-9211  
【E-mail】kawasaki-wi@seedplanning.co.jp

### 事業に関する お問い合わせ先

川崎市経済労働局イノベーション推進部  
【電話番号】044-200-3226 【E-mail】28innova@city.kawasaki.jp

【実施スケジュール（予定）】 ※時期・期間は状況により変更される場合があります。

	令和6年									令和7年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 事業公募	■											
2. 審査、採択事業者決定、委託契約締結			■									
3. 事業開始、開発（伴走支援）				■								
4. 中間報告会							■					
5. 成果報告書提出										■		
6. 成果発表											■	
7. 実績報告書提出（委託業務に要した経費の報告）、確定検査											■	

### 上記スケジュールの詳細

1.公募期間（1-1.等、以降の頭番号は上の実施スケジュールの項目番号に対応しています。）  
令和6年5月14日（火）～6月28日（金）

～申請における事前相談について～

申請書類の記載事項や提出書類に関するお問合せ等、申請事業の内容について公募期間内における事前のご相談（任意）をお奨めします。

※締切直前のご相談は、締切日までに御解答を出来かねる可能性があります。**余裕を持ったスケジュールで御相談をお願い致します。**

#### 2-1.審査

一次審査として書面審査を行い、一次審査を通過した案件については、二次審査として面接審査（プレゼンテーションによる審査）を行います。面接審査の日時については別途お知らせします。

#### 2-2.事業者の決定及び契約締結

審査を経て採択候補となった企業は、本事業における事務局を受託している株式会社シード・プランニングと速やかに契約を締結していただきます。

### 3.事業の実施

事業期間中、開発に向けた伴走支援を実施します。具体的には、医療福祉機器メーカー開発部門出身者等のコーディネーターによる助言に加え、ウェルテック（※）における製品の安全性・性能等の検証に基づくフィードバック等を想定しています。

（※）正式名称は「Kawasaki Welfare Technology Lab」。

川崎市と東京工業大学・産業技術総合研究所の三者が共同で運営する、福祉製品の開発支援拠点。施設内は模擬環境ラボとなっており、天井にカメラを設置し、人が製品を使用した際の生活行動等を分析して、科学的知見に基づいた安全性・性能等の検証を実施、フィードバックする機能を有する。なお、同一建物内、特別養護老人ホームの居室内においても同様にカメラを設置し、人が製品を使用した際の生活行動を分析する等、安全性・性能等の検証を実施、フィードバックが可能。

<https://www.kawasaki-weltech.com/>

### 4.中間報告会の実施

令和6年11～12月頃に中間報告会・ワークショップを実施していただきます。

中間報告会・ワークショップでは、高齢者・障害当事者や介護者に実際の御意見を伺うこと等を想定しています。

### 5.成果報告書の提出

事業終了時に、委託業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出していただきます。

### 6.成果発表

令和6年度末（令和7年3月）に予定しているウェルフェアイノベーションフォーラム2025において、成果発表をしていただきます。

### 7.実績報告書（事業経費に関する報告資料）・領収書等の提出及び確定検査

事業終了後、実績報告書（事業経費に関する報告資料）・領収書等を提出していただきます。事業完了後の確定検査の終了後、精算払になります。振込期日は令和7年3月下旬を予定しています。

令和6年度

# 川崎市公募型福祉製品等 開発委託事業

## 公募要領

### 1. 事業の目的

川崎市では、令和3年8月に開設した本市の福祉製品開発等の支援拠点である「Kawasaki Welfare Technology Lab」（以下、「ウェルテック」という。）の運営と連動し、ウェルフェアイノベーションの取組の推進を図るため、市内企業等を対象とした福祉産業への参入促進、企業間マッチング等の製品等開発・改良支援のほか、かわさき基準に基づく製品の認証、認証製品の販路拡大支援等を実施しています。

本事業では、ウェルテックを拠点に有識者による伴走支援を受けながら、多様な人が暮らす社会で、誰もが安全・安心に暮らすための手助けとなる画期的な製品・サービス（以下「製品等」という。）を開発する事業について、企画・提案し、開発に取り組む事業者を募集します。

当事業を通じて新たに創出された製品・サービスが、誰もが自分らしく生活できることや福祉現場等における負担軽減に繋がるだけでなく、川崎市における更なる福祉産業の振興に繋がることを目指しています。

### 2. 当事業の参加メリット

- ① 医療・福祉機器メーカー出身者等、製品開発に関する知識・経験に富んだコーディネーターによる助言等を定期的に受けることができます。
- ② 開発期間中、中間発表・ワークショップ等において必要に応じてリードユーザー（当事者）、介護者等から実際のニーズのヒアリング等を行うことができ、具体的な製品化のイメージを持つことができます。
- ③ ウェルテックにおいて、製品の安全性・性能等を検証した後にフィードバックを行う等の支援を受けることができます。 ※製品の特性上、検証が出来ない場合もございます。

①～③の支援を無料で受けることが可能

### 3. 申請テーマ・対象等

多様な人が暮らす社会で、誰もが安全・安心に暮らすための手助けとなる福祉製品・サービス開発を委託します。

1. 委託期間終了の2月までに成果発表が可能なプロトタイプ等以上の製品等が完成する見込であることが条件となります。（令和6年度末（令和7年3月）開催予定のウェルフェアイノベーションフォーラム2025において成果発表をしていただきます。）
2. 単なる既存製品の改良ではなく新製品開発等であることが求められます。
3. 事業の成果が福祉現場等における負担軽減だけでなく、誰もが自分らしく生活できることに繋がること、また川崎市発の新たな福祉製品・サービスの開発や実証研究の促進に繋がることを想定しています。
4. 具体的なテーマの製品等は下図に記載の通りとなります。別紙1（福祉製品等の領域マッピング）も併せてご参照ください。

テーマ	アイデア（例）
健やかな暮らしの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康寿命の延伸、フレイル予防のためのツール</li> <li>・ 水分摂取・服薬・運動に関する働きかけを行う機能を備えたツール</li> </ul>
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振動を大幅に軽減した電動車いす</li> <li>・ 電動車いすに後付けするタイプの障害物検知センサー</li> <li>・ 移動の際に潜む危険を通知し、個人の特性に合ったルートの提案等、課題を解決するための提案を行うことができるツール</li> <li>・ 障害を持つ方に対して周囲の方々が自然に支援できる移動課題解決ツール</li> </ul>
セルフケア支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTを活用した排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導するツール</li> <li>・ 服薬したら家族等に通知がなされる服薬支援製品</li> <li>・ 高齢者や介護者が迷わずに着脱できる前後や裏表の区別がない衣服</li> <li>・ 体の清潔を保つことを目的とした入浴ケアや入浴動作を支援するツール</li> <li>・ 発達障害者の感覚特性（過敏・鈍麻）に対応した機器</li> </ul>
コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のスマートフォンに表示される膨大な情報（例：〇月△日□時XX待ち合わせ）から必要な情報を選び当事者に伝えることができるツール</li> <li>・ AIを使った話し相手や今日することを案内してくれるコミュニケーションシステム</li> <li>・ 生活に課題を抱える方が支援関係者とスケジュールを共有できるツール</li> <li>・ 写真や絵を並べて理解を促すデジタルスケジュール管理</li> <li>・ 雑音が消え医師等必要な声のみ聴こえる製品</li> <li>・ 視覚や聴覚に障害を抱える方に生活上に潜む危険を伝えることができるツール</li> <li>・ 外出時・緊急時の情報取得や情報発信を支援する機器</li> <li>・ 高齢者や障害者の生活上の不安を取り除くコミュニケーションツール</li> </ul>
社会参画促進・コミュニティ創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源の情報が簡単に検索できるタブレット端末</li> <li>・ どこにいても地域住民や相談機関と簡単につながるができるツール</li> <li>・ 社会のルールや情報を平易な表現に翻訳するツール</li> </ul>
学び・遊びの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個々の障害に応じて学び・遊びを支援できるツール</li> <li>・ 新たな活動の参加を通して様々な人々との関わりを楽しめるよう支援する機器</li> </ul>

<b>業務効率化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障害者等に関する情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者・障害者等に対する支援に活用できる情報プラットフォーム</li> <li>・ アセスメント・計画作成等の支援や記録効率化等を行うツール</li> </ul>
<b>見守り</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独居高齢者等を対象とした、訪問した際に本人の感情（会いたくない等）を表示するツール</li> <li>・ 予期しない外出時も現在地を把握できる GPS 付のサンダル</li> </ul>
<b>環境整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会の環境を整備することによって、高齢者や障害者の自立や社会参画を支援するツール</li> <li>・ 障害のある人の活動等を制限しているバリアを取り除くこと等を通して、就労環境整備を支援する機器</li> </ul>

【注意事項（以下のものは対象外です）】

○健康増進のみを目的とする製品で、利用者本人や介護者への検証結果のフィードバックが困難なもの。

例) マッサージ機・健康食品等

○付属品や独立していないもの 例) 部品

○使用場面が理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション職が提供するリハビリテーションに限定される製品（一定の資格・知見を有していなければ使用できない製品等）

○医薬品医療機器等法における医療機器

#### 4. 応募資格

(1) 以下の①～③のいずれかに該当する企業であること。

① 川崎市内に事業所等の拠点を持つ企業

② 事業開始から3年以内に川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業

③ 川崎市内に拠点を持つ企業と、共同で「3」に記載したテーマの製品等の開発を予定している川崎市外の企業

(2) 本事業を的確に遂行するに足りる技術的能力及び経営基盤を有すること。

(3) 法人税の滞納が無いこと。

(4) 当該年度における本事業の進捗確認等に協力できること、及び委託期間終了後の事業状況等ヒアリングに協力できること。

(5) 他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人）から同一経費について補助金等の交付を当該年度に受けていないこと

※ 同一事業について他行政機関の補助金等の交付申請を当該年度に行う場合は、事前にご相談ください。

(6) 過去に川崎市公募型福祉製品等開発委託事業の採択及び川崎市福祉製品等開発支援補助金の交付を受けていないこと

※ ただし、採択及び交付を受けた事業と別事業の申請は可とします。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定されるもの）または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業者でないこと。

## 応募に関する注意点

以下の事項について、予め承諾の上、御応募ください。

- (1) 応募書類及び審査・選考の過程等で提出された資料は返却しません。
- (2) 応募書類及び審査過程等で虚偽が判明した場合には、応募を無効とします。
- (3) 一次審査として書面審査を行い、一次審査を通過した案件については、二次審査として面接審査（プレゼンテーションによる審査）を行います。なお、面接審査で使用できる資料は申請時にご提出いただいた書類のみになります。
- (4) 本事業の業務委託契約は、事務局を受託している株式会社シード・プランニングとの契約になります。
- (5) 採択された事業は、提案者名、事業内容等について、市のホームページ等で公表します。
- (6) 採択後に、事業として相応しくない事由が判明した場合、事業の採択を取り消すことがあります。
- (7) 同一又は類似の事業で本市または他の公共機関から委託や補助を受けていることが判明した場合、採択対象外となります。また、委託契約締結後にその事実が判明した場合、事業の委託契約を解除することがあります。

## 5. 応募方法

以下の提出書類を準備し、書類受付期間内に提出先 URL にアップロードしてください（様式は市のホームページからダウンロードしてください）。

### 提出書類

様式 1	参加申請書
様式 2	企画提案書（PowerPoint 両面刷り 10 ページ程度）
様式 3	事業費の内訳
様式 4	実施体制（会社概要）【例】資本金、従業員数、売上高、担当者情報
様式 5	誓約書

法人登記簿謄本（写し可、直近 3 か月以内のもの）

法人税の納税証明書（または税の滞納が無いことの証明書）（写し可、直近 3 か月以内のもの）

直近 2 期分の決算書（写し可）（開業 1 年未満の企業はそれに類する書類）

※ 2 社による共同申請の場合は、主たる申請者のみ上記書類をご提出ください。

### 提出書類アップロード先

<https://www.seedplanning.co.jp/forms/r6kawasaki/>

### 書類受付期間

令和 6 年 5 月 14 日（火）～令和 6 年 6 月 28 日（金）まで

## 6. 委託先の選考方法

### (1) 選定方法

選考委員会において下記の項目に基づき審査します。一次審査として書面審査を行い、一次審査を通過した案件については、二次審査として面接審査（プレゼンテーションによる審査）を行い、最終委託先候補を決定します。なお、面接審査には原則として代表者又は開発責任者の方に出席していただきます。

### (2) 審査体制

川崎市役所内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を実施し、最も優れた提案を選定します。また同点の場合には、次の通り事業者を選定します。

① 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用する。

② ①で選定されない場合、各提案において1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用する。

なお、満点の6割を基準点とし、総合得点が基準点を越えた業者のみ適正と判断します。また、提案者が1社であっても、基準点を越えない場合は、対象外とします。

## 審査項目について

下記の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。提案書の様式及び別紙2（福祉製品等の領域マッピング（KIS認証製品の場合））も併せてご確認ください。

審査項目	提案書 対応項目	具体的内容
新規性・ 社会的意義	1 2.①	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省による「ロボット技術の介護利用における重点分野」（移乗・移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援）にとどまらない、<b>新たな領域にアプローチしているか</b>。また、機器を利用する人への新たな付加価値、社会への新たな価値が提供されるものか。</li> <li>ex. 知的・精神障害者向け機器、就労・就学支援機器、社会参加促進機器等 ※「別紙2：福祉製品等の領域マッピング(KIS認証製品の場合)」参照。</li> <li>本事業における成果が社会的課題の解決に繋がるか。また、<b>課題解決における社会的なインパクトがより大きいものか</b>。</li> </ul>
独自性	2.①	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の製品等に無く優れている、模倣されにくく知的財産権の取得可能性等があるか。また製品・サービスまたは開発する技術に競合製品等と比較して独創性があるか。</li> </ul>
市場性・成長性	2.① 2.②	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる市場及び販売ターゲット、使用場面等が十分に分析されているなど事業目的や製品コンセプト等が明確かつ具体的に定められているか。</li> <li>製品・サービスまたは開発する技術は、マーケットシェアを獲得できる等、成長性を見込めるか。</li> <li>開発された製品等の市場ニーズの広がりや、市場規模や市場でのシェア拡大の見込みがあるか。</li> </ul>

		ex.対象者・利用場面が限定されず、様々な人が日常生活で活用できる見込みがあるか。
<b>共創性</b>	1、3	・高齢者や障害者、福祉専門職等現場の意見やその他専門家等による製品開発に必要な技術的な知見等外部意見を取り入れて、開発する計画となっているか。 ex.（様式2）提案書内、自由記述欄「3.外部意見の反映」に記載箇所のあるモニター評価先との調整がなされているか等。
<b>事業実現性</b>	4、5	・実現可能なスケジュールが立てられているか。 ・事業期間を通して事業実施体制が十分に確立されているか。 ・課題・解決手段が適正に設定されているか。 ・開発のための各種能力、経営基盤等を備えているか。

## 7. 委託契約限度額

事業全体で**上限 400 万円（消費税 10%含む）**…採択件数は最大 2 件を予定

※事業全体としてこの上限額を超えている事業も提案を可としますが、本委託事業において負担できる金額は最大 400 万円までです。

## 8. 委託契約の締結・委託費の支払い

- (1) 審査を経て採択候補となった企業は、株式会社シード・プランニングと速やかに委託契約を締結することとし、そのために必要な各種書類（詳細は採択決定後にお知らせします）を、契約締結前に株式会社シード・プランニングに提出していただきます。必要な書類が提出されない場合や、提出された書類に不備がある場合、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができず、そのため事業が開始できない場合もありますので留意ください。また、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- (2) **委託費は、委託契約書（実施計画）に定められた用途以外には使用できません。**
- (3) 本事業では、委託費の支払にあたって「確定検査」を実施します。「確定検査」とは請求のあった委託費について、内容や証憑に間違いがないかを確認する検査です。確定検査の結果、請求額に変更が生じる場合があります。証憑は原本とし、本事業の事務局との契約日から事業完了日までの日付で発行されたものでなければ、委託費の対象となりませんのでご注意ください。
  - <確定検査に必要となる証憑>
    - ・サービス利用に関する契約書
    - ・IT 機器、ツール等の発注書
    - ・支払、振込が確認できる書類
    - ・契約又は発注した業者からの請求書
    - ・契約又は発注した業者からの領収書 等
- (4) 開発委託費の支払については、事業完了後の確定検査の終了後、精算払になります。振込期日は令和 7 年 3 月下旬を予定しています。
- (5) クラウドシステムやサービス、ソフトウェア／ハードウェア等の運用保守費については、最大で令和 7 年 2 月 28 日（金）までとしますが、事業完了報告書提出の時点で支払が完了していることが条件です。そのため例えば報告書提出の時点で支払いが完了していない、3 月以降に支払いが必要となる費用は、対象

外経費となります。

- (6) 公序良俗に反する事業は本事業の対象外です。
- (7) 委託契約締結後の経理実務については、責任を持って管理していただきます。
- (8) 対象とする経費は、本事業を遂行するために必要な経費（消費税 10%を含む額）とします。  
計上可能な経費区分・科目は以下のとおりです。

経費区分・科目	詳細
専門家謝金	福祉機器の専門家等への謝金、モニター謝金等
原材料費・消耗品費	原材料・消耗品の購入に要する経費
機械工具等費	機械装置・工具機器のリース・購入・修繕に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費（※1）
研究開発委託費	検査・分析・調査等の外部委託に要する経費
産業財産権導入費	産業財産権の取得や使用に要する経費（弁理士への報償費等） ※事業期間内に申願が終了することを条件とします。また、複数者で共同出願する場合は、経費を共同出願者で案分した額が対象となります。 <b>特許出願料は対象外</b> です。
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する費用
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）の雇上に係る費用
技術指導費	技術指導等に要する経費
その他の経費	資料購入費、通信運搬費、雑役務費等の研究開発に伴う諸経費等
消費税	消費税及び地方消費税

※ その他、表に記載のない、事業推進に伴い発生する経費については、申請時に御相談ください。

※1 個人事業主と取引し源泉徴収を行った場合は、預り金元帳や源泉所得税の納付書のコピーをご提出ください。

#### **【主な対象外（対象とならない）経費】**

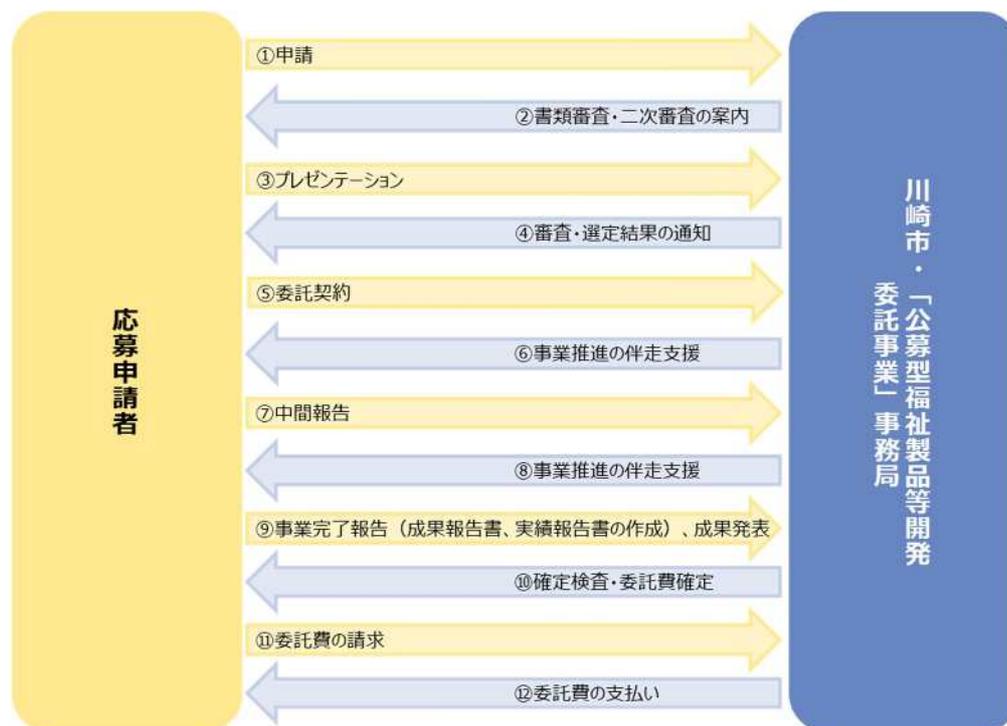
- ・ 従業員の人件費、旅費、飲食に関する費用
- ・ 汎用性が高く他の事業へも使用できるものの費用（パソコンやサーバーの購入費等）
- ・ 特許出願料、審査請求料等
- ・ 振込手数料

## 9. 委託期間

本事業に係る契約期間は、委託締結日から当該年度の2月28日までとします。ただし、提案内容によっては終期を早めることができます。

## 10. 事業の流れ

本事業は次のような流れで実施されます。なお、時期・期間は状況により変更される場合があります。



## 11. 注意事項

以下の事項について、あらかじめ承諾の上、御応募ください。

- (1) 採択事業者は、**中間報告会（開催予定：令和6年11月～12月頃）や成果報告（令和7年3月予定のウェルフェアイノベーションフォーラム2025での発表）の実施が必須**となります。  
また、本事業において実施されるイベントにあたっては、必要な人員の参加や書類作成等の対応が必要となります。
- (2) 採択決定は、**応募時に提案された全ての内容の実施、及び提案金額を保証するものではありません**。  
審査委員会における評価・コメント、川崎市からの依頼事項等を踏まえ、企画提案書を作成していただき、企画提案書に記載された内容を実施していただくこととなります。
- (3) 採択事業者は、事業実施期間中、有識者・川崎市・事務局担当者の現地訪問を受け入れるとともにweb 定例面談等を通じて進捗報告を行います。また、川崎市及び事務局担当者の指示に従い会計等の管理を行うとともに、必要に応じ、川崎市・事務局担当者が進捗確認に現地に赴く場合にご対応いただきます。
- (4) 事業終了年度以降5年以内に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長に届け出てください。
  - ① 事業所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき
  - ② 合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき
- (5) 本事業に関わる関係書類は、委託費の交付を受けた日の属する年度から5年間保存しなければなりません。
- (6) 報道機関等に本事業を経て開発・改良した製品等を発表する場合は、本制度によるものであることを

明記してください。また、公表資料を川崎市・事務局担当者に提出してください。

- (7) 事業終了後、事業成果の普及等を目的とするヒアリングを行う場合や、川崎市主催のセミナー等で補助事業の成果等の発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。
- (8) 応募の際に提出いただく個人情報は、本事業以外の目的で使用することはありません。万一、当該目的以外の目的で利用する場合には、必ず事前に皆様にお知らせします。また、利用目的に照らして不要となった個人情報は、速やかにかつ適正に削除・廃棄します。なお、応募書類をご提出いただいた段階において、当該目的で川崎市が個人情報を使用することを了承いただけたものと判断させていただきますので、あらかじめご了承ください。

#### 委託期間終了時に納品・ご提出いただくもの

以下に示すものをご提出ください。

- (1) 委託業務の成果を取りまとめた成果報告書
- (2) 委託業務に要した経費を取りまとめた実績報告書及び領収書等

※ 申請書内容及びそれに基づき作成した開発品については、委託年度及び終了後において、市が主催するイベント等、必要なタイミングで公開が出来るよう、ご協力をいただきます。

### 1 2. 産業財産権の帰属等

産業財産権の具体的な取扱いについては、次のとおりです。

- ① 本事業により得られた産業財産権（特許権等）は、事業者に帰属します。ただし、委託費が交付された翌年度から起算して 5 年以内に、本事業に関して特許等の出願をし、又はこれらの権利を取得したときは、市長に報告しなければなりません。
- ② 産業財産権の全部又は一部の譲渡等を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。

### 1 3. 取得財産の管理

- (1) 本事業により取得した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、委託金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。
- (2) 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を踏まえ、市長が別に定める期間内に、本事業により取得した財産を処分する必要がある場合には、事前に市長の承認を受けなければなりません。

### 1 4. お問い合わせ先

#### 応募書類等の お問い合わせ先

「川崎市公募型福祉製品等開発委託事業」事務局  
株式会社シード・プランニング / 株式会社日本総合研究所  
【電話番号】03-3835-9211  
【E-mail】[kawasaki-wi@seedplanning.co.jp](mailto:kawasaki-wi@seedplanning.co.jp)

#### 事業に関する お問合せ

川崎市経済労働局イノベーション推進部  
【電話番号】044-200-3226 【E-mail】[28innova@city.kawasaki.jp](mailto:28innova@city.kawasaki.jp)



